

3 新総合計画策定に当たって留意する事項

(I) 新基本構想

ア 基本理念

第3次総合計画の基本構想に掲げている基本理念は、昭和33年(1958年)に制定した平和都市宣言と昭和48年(1973年)に制定した鎌倉市民憲章(以下「憲章」という。)の精神を基調としており、これらは本市のまちづくりを進める上で、普遍的な考え方であることから、新総合計画の基本構想「以下「新基本構想」という。」に掲げる基本理念も、第3次総合計画の基本理念を踏襲することとします。

イ 将来都市像

第2次総合計画の基本構想に掲げていた将来都市像は、憲章前文の一部を引用しており、第2次総合計画を引き継いだ第3次総合計画の基本構想では、「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」を将来都市像に掲げ、30年間のまちの姿を定めています。

新基本構想の将来都市像も、憲章前文に込められた想いを具体的に描くものとして、第3次総合計画の将来都市像を引き継ぐものとします。

第1章 基本理念

わたしたちは、わたしたちのまち鎌倉のもつ資源を生かし、だれもがひとりの人間として尊重され、国際社会の一員としての自覚をもち、ゆとりとうるおいのある生活が送れるよう、これまで市民の手でつくりあげてきた「平和都市宣言」と「鎌倉市民憲章」の精神を基調にしながら、21世紀の新たな時代を切りひらく、市民が主役のまちづくりを進めるため、まちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

1 市民自治の確立

まちの主権者である市民の英知を集め、真の地方自治の確立をめざします。

2 人間性豊かな地域づくり

すべての市民が、ともに生き、心のかよいう、安心して暮らせる、人間性豊かな地域づくりを進めます。

3 環境共生都市の創造

人と自然が共生し、災害に強い安全なまちづくりをめざす環境共生都市を創造します。

第2章 将来都市像と将来目標

鎌倉市の将来都市像

「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」

わたしたちのまち鎌倉は、長い歴史をもち、とくに鎌倉幕府が開かれて以来800有余年に及ぶ時代を経た、世界に誇る貴重な歴史的・文化的遺産と、明るく広がる海や緑豊かな丘陵の自然環境に恵まれ、住む人や訪れる人を魅了するまちとして歩んできました。

わたしたちは、これら先人が築いてきたかけがえのない資産を守り育て、後世に引き継ぐとともに、これからも鎌倉がふれあいにみちた、人が主役の、魅力あるまちになるよう、まちづくりを進めていかなくはなりません。そして、わたしたち市民が鎌倉に住むことに喜びと誇りを感じるだけでなく、訪れる人も、来てよかった、住んでみたいと感じるまちにしたいと思います。

鎌倉のあるべき将来都市像は、豊かな歴史的遺産と自然環境、とくに、残された緑の保全に努めることを基調に、「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」とします。

(仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案の内容 (第3次総合計画第4期基本計画記載内容との対比)

| (仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案 (P.2) | 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 (P.6~7) |
|--|--|
| <p>ウ 将来目標</p> <p>新基本構想の将来目標は、将来都市像が憲章前文の想いを具体的に描くものであることを踏まえ、憲章本文に掲げられた内容を具体的に描くものとします。</p> <p>なお、将来目標は、新総合計画の最終アウトカム指標となることから、計画期間や将来都市像の実現に向けた政策・施策をまとめる基本計画とのつながりにも配慮し、策定します。</p> | <p>この将来都市像の実現に向け、6つの将来目標とその方向を定めます。</p> <p>1 人権を尊重し、人との出会いを大切にすまち</p> <p>(1) 平和を希求すまちをめざします 平和を信条とした世界に誇れるまちをめざします。</p> <p>(2) 人権を尊重し、だれもが社会参画できるまちをめざします 一人ひとりの基本的人権が尊重され、人種・国籍・性・出身・障害などによる差別を受けることなく、男女共同参画の理念に基づく社会の実現をはじめ、だれもが社会のあらゆる分野に参画できるまちをめざします。</p> <p>(3) 世界に開かれたまちをめざします 世界各都市との交流をとおして地域レベルでの国際理解を深め、市民主体の幅広い国際交流・協力活動を支援するとともに、国籍の違いを越えて、だれもがともに仲良く暮らせるまちをめざします。</p> <p>2 歴史を継承し、文化を創造すまち</p> <p>(1) 歴史環境を保全します 先人から営々と築かれてきた、世界に誇る貴重な歴史的遺産を保存・活用し、後世に伝えるとともに、日々の生活のなかに息づいている暮らしの文化の保存・継承に努めます。</p> <p>(2) 新たな文化を創造・発信します 鎌倉のもつ歴史や文化、さらには、豊かな人材を生かしながら、人の心を豊かにし、まちにゆとりとうるおいを与える文化を創造し、発信するまちをめざします。</p> <p>3 都市環境を保全・創造すまち</p> <p>(1) みどりの保全・創造・活用を図ります 市民・滞在者・事業者などの参加・協力のもと、自然環境を基本にしたみどりのネットワークを広げ、地域の特性を生かしながらうるおいとやすらぎのあるまちをめざします。</p> <p>(2) 鎌倉らしい都市景観をつくりだします 地域の個性を尊重した都市景観を守り、育て、つくることにより、快適で、魅力的、鎌倉らしい都市空間の創造を進めます。</p> <p>(3) 省資源・循環型社会をめざします 良好な生活環境の確保、美しい海岸、古都の風情の保全¹のため、市民・滞在者・事業者・行政が一体となって省資源・リサイクルを進め、循環型社会²をめざします。また、省エネルギーを進めるとともに、再生可能なエネルギーの創出を推進します。</p> |

(仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案の内容 (第3次総合計画第4期基本計画記載内容との対比)

| (仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案 | 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 (P. 7~8) |
|----------------------|---|
| | <p>4 健やかで心豊かに暮らせるまち</p> <p>(1) 健康で生きがいにみちた福祉のまちをめざします すべての市民は社会の一員として尊重され、生涯にわたり、健やかで安心した生活が送れるよう望んでいます。このため、健康福祉の環境づくりを進め、だれもが生きがいをもち、ともに支えあい、心ふれあう豊かな地域社会をつくりだしてまいります。</p> <p>(2) 子育てしやすいまちをめざします 次代を担う子どもたちが健やかでのびのびと育ち、だれもが安心して子育てができるまちをめざします。</p> <p>(3) 豊かな心をもった人間を育てます 児童・生徒一人ひとりの個性を生かし、自ら学ぶ意欲や社会の変化に主体的に対応するために必要な基礎的・基本的な能力を育み、健康で豊かな心をもった人間の育成をめざすとともに、地域に開かれた学校づくりを進めます。</p> <p>(4) 青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めます 次代を担う青少年が人とのふれあいや、地域社会への参加をとおして、心身ともに健やかに成長し、個性豊かな人間形成を図り、自立できるよう、家庭・学校・地域を基盤とする良好な環境づくりを進めます。</p> <p>(5) 豊かな生涯学習社会の創造をめざします とともに学び、ともに語り、ともに楽しむことをとおして、より豊かな人間性を培い、鎌倉市民としての自覚、生きていることの充実感を市民一人ひとりがもてる生涯学習社会の創造をめざします。</p> <p>(6) 気軽にスポーツを楽しめるまちにします いつでも、どこでも、だれでも、それぞれの生活や環境、健康状態にあったスポーツやレクリエーションを楽しむことができる生涯スポーツを推進します。</p> <p>5 安全で快適な生活が送れるまち</p> <p>(1) 災害に強い、安心して暮らせるまちをめざします 市民の生命と財産を、地震などの各種災害から守る防災に加え、被災時に、その被害を最小限に抑える減災の観点に立ち、災害に強い、安心して暮らせるまちをめざします。また、犯罪のない明るい社会を築きます。</p> <p>(2) 市街地の整備を進めます 魅力ある市街地整備を推進し、市民・事業者のまちづくりを支援してまいります。</p> <p>(3) 総合的な交通体系をつくりだします 安全で快適なまちをめざした交通環境をつくりだすとともに、交通安全対策を進めます。</p> <p>(4) 安全な道路の整備を進めます 歩行者の立場に立った、安心して歩ける道路空間づくりを進めます。</p> |

(仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案の内容 (第3次総合計画第4期基本計画記載内容との対比)

| (仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案 | 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 (P.8) |
|----------------------|--|
| | <p>(5) 快適な住環境をつくりだします バランスある人口構成の回復をめざしながら、人や環境にやさしい住環境の保全と創造に努めます。</p> <p>(6) 下水道の整備とともに、親しまれる河川づくりを進めます 都市基盤施設としての下水道整備を進めるとともに、資源の有効利用をはじめ、浸水対策の推進、水辺環境の整備などを進め、人と自然にやさしいまちにします。</p> <p>6 活力ある暮らしやすいまち</p> <p>(1) 産業の振興により活力あるまちをめざします 農業・漁業従事者の生活安定と後継者の育成を図るため、都市農業・沿岸漁業の振興をめざします。また、鎌倉の特色を生かした商工業の振興を図ります。</p> <p>(2) 快適で魅力ある観光をめざします 市民と観光客がともに快適に過ごせる観光地として、魅力ある観光資源の創出と観光を通じての地域の活性化を図ります。</p> <p>(3) 勤労者の福祉を充実します 勤労者の生活と福利厚生の上昇を図るため、勤労者福祉の充実に努めます。</p> <p>(4) 消費者として暮らしやすいまちをめざします 市民の消費生活の安定と向上を図り、消費者が安心して生活ができるまちを目指します。</p> <hr/> <p>¹ 良好な状態を維持するため、ある程度手を加えながら管理していくこと。 ² 限りある資源を有効に活用するため、廃棄物抑制、エネルギー・生産物の再利用などによって、資源を循環的に利用していく社会。</p> |

(仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案の内容 (第3次総合計画第4期基本計画記載内容との対比)

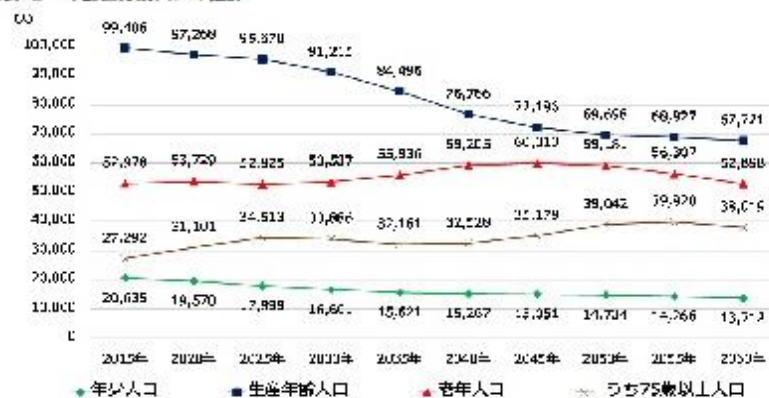
| (仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案 | 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|
| <p>(2) 新基本計画</p> <p>ア 基本方針</p> <p>(ア) 人口^(注)</p> <p>本市の人口動態は、転入が転出を上回る社会増（特に30代から40代の方の転入）により、自然減（出生よりも死亡が上回る）が補われ、平成24年（2012年）以降、ほぼ横ばいの状況が続いています。</p> <p>全国的には、今後も人口減少がさらに加速すると見込まれるものの、本市においては、一定の社会増が予想されます。</p> <p>新総合計画の基本計画（以下「新基本計画」という。）では、人口動向分析をよりの確に行いつつ、土地利用の基本方針の検討と並行して、将来目標及び将来都市像の実現を意識した目標人口及び人口構成の設定を行い、その具現化に向けた基本方針を定めます。</p> | <p>第1章 基礎条件</p> <p>1. 人口</p> <p>■現状と課題</p> <p>本市の人口は、平成31年（2019年）1月1日現在で172,254人と平成17年（2005年）以降、17万人台を維持していますが、令和7年（2025年）には166,394人に減少し、その後、令和42年（2060年）には134,332人にまで減少するものと推計しています。</p> <p>平成27年（2015年）と令和7年（2025年）の人口を比較すると、0～14歳の年少人口は2,736人減少し17,899人（11.9%から10.8%）に、15～64歳の生産年齢人口は3,736人減少し、95,670人（57.5%で割合は変わらず）に、65歳以上の老年人口は153人減少し52,825人（30.6%から31.7%）になることが推計されており、少子高齢化^アがより一層進行することが見込まれます。</p> <p>また、世帯数は、人口の減少に伴い減少しますが、一世帯あたりの人数の減少傾向がみられ、高齢者の「単独世帯」が増加する反面、「夫婦と子からなる世帯」が減少することが予測されています。</p> <p>年齢構成バランスが変化し、地域の様々な活動を支える人口が減少すると、健全なコミュニティが希薄になり、地域活力が低下するとともに、税収の減少などが生じる懸念があります。そのため、人口と人口構成の両面から将来の人口動向を把握し、対応していく必要があります。また、定住人口^イ以外の人口構成要素として、本市へは年間延べ約2,000万人の観光客の来訪があります。また、1日約45,000人の就業者・通学者（平成27年（2015年）国勢調査）の流入があり、本市の活力と賑わいを支えている一方、それに伴う交通渋滞や混雑、ごみ問題といった影響もあり、市政運営を行うに当たっての課題となっています。</p> <p>図表 1 総人口の推計</p> <table border="1"> <caption>図表 1 総人口の推計</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>推計人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2015年</td> <td>173,019</td> </tr> <tr> <td>2020年</td> <td>171,207</td> </tr> <tr> <td>2025年</td> <td>166,394</td> </tr> <tr> <td>2030年</td> <td>161,357</td> </tr> <tr> <td>2035年</td> <td>155,033</td> </tr> <tr> <td>2040年</td> <td>151,238</td> </tr> <tr> <td>2045年</td> <td>147,247</td> </tr> <tr> <td>2050年</td> <td>143,513</td> </tr> <tr> <td>2055年</td> <td>139,400</td> </tr> <tr> <td>2060年</td> <td>134,332</td> </tr> </tbody> </table> | 年 | 推計人口 | 2015年 | 173,019 | 2020年 | 171,207 | 2025年 | 166,394 | 2030年 | 161,357 | 2035年 | 155,033 | 2040年 | 151,238 | 2045年 | 147,247 | 2050年 | 143,513 | 2055年 | 139,400 | 2060年 | 134,332 |
| 年 | 推計人口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2015年 | 173,019 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2020年 | 171,207 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2025年 | 166,394 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2030年 | 161,357 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2035年 | 155,033 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2040年 | 151,238 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2045年 | 147,247 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2050年 | 143,513 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2055年 | 139,400 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2060年 | 134,332 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案の内容 (第3次総合計画第4期基本計画記載内容との対比)

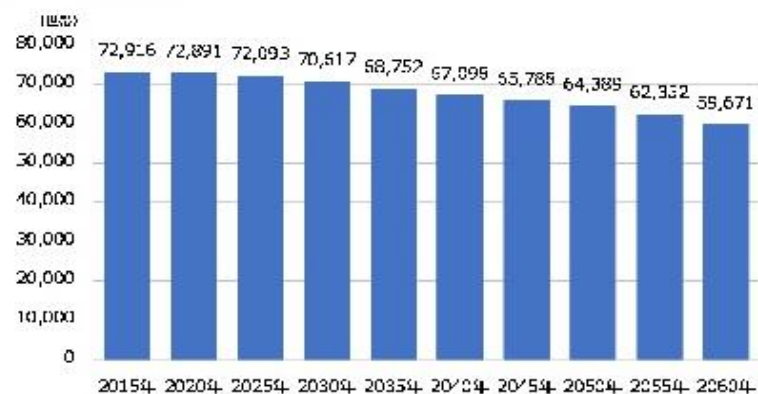
(仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案

第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画

図表 2 年齢区分別人口の推計



図表 3 総世帯数の推計




図表 4 世帯類型別の世帯数の推計

| 基本推計 | 2015年 | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 | 2045年 | 2050年 | 2055年 | 2060年 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総世帯 | 72,916 | 72,891 | 72,093 | 70,617 | 68,752 | 67,098 | 65,788 | 64,389 | 62,352 | 59,671 |
| 夫婦のみからなる世帯 | 30,990 | 31,700 | 31,478 | 32,022 | 33,416 | 35,382 | 36,154 | 35,854 | 34,062 | 31,707 |
| 夫婦と子どもからなる世帯 | 18,132 | 18,306 | 18,310 | 18,350 | 18,451 | 18,628 | 18,627 | 18,176 | 17,268 | 16,167 |
| ひとり親からなる世帯 | 11,455 | 11,720 | 11,567 | 11,715 | 12,306 | 13,245 | 13,730 | 13,574 | 12,692 | 11,569 |
| 親族世帯のうち上記以外の世帯 | 22,266 | 21,753 | 20,799 | 19,649 | 18,584 | 17,786 | 17,218 | 16,703 | 16,111 | 15,429 |
| 単独世帯 | 4,997 | 4,901 | 4,737 | 4,882 | 5,268 | 5,693 | 5,719 | 5,461 | 4,964 | 4,515 |
| その他世帯 | 6,278 | 6,496 | 6,535 | 6,377 | 6,137 | 5,926 | 5,832 | 5,823 | 5,763 | 5,599 |
| 親族世帯のうち上記以外の世帯 | 3,124 | 3,264 | 3,278 | 3,308 | 3,393 | 3,525 | 3,591 | 3,627 | 3,552 | 3,401 |
| 単独世帯 | 4,345 | 4,425 | 4,520 | 4,543 | 4,426 | 4,205 | 3,983 | 3,831 | 3,731 | 3,633 |
| その他世帯 | 1,974 | 1,962 | 1,928 | 2,013 | 2,152 | 2,268 | 2,248 | 2,177 | 2,053 | 1,933 |
| 単独世帯 | 21,393 | 21,423 | 21,447 | 21,223 | 20,692 | 20,112 | 19,708 | 19,454 | 19,090 | 18,467 |
| その他世帯 | 9,320 | 9,733 | 9,851 | 9,984 | 10,168 | 10,516 | 10,730 | 10,883 | 10,677 | 10,172 |
| その他世帯 | 502 | 488 | 483 | 475 | 462 | 440 | 421 | 402 | 388 | 377 |
| その他世帯 | 120 | 120 | 117 | 120 | 129 | 137 | 136 | 132 | 129 | 116 |

(仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案の内容 (第3次総合計画第4期基本計画記載内容との対比)

| (仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案 | 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 |
|---|--|
| <p>(イ) 空間づくり</p> <p>現状の土地利用規制は、市街化区域内の約9割が住居系用途地域となっており、これらの地域では、住宅・集合住宅用地が増加する一方、特に郊外の住宅団地においては、高齢化が進み、空き家率が上昇傾向にあるなど、地域の活力低下が懸念されています。</p> <p>一方、本市の人口の社会増は、規模の大きな土地利用転換によるところが大きいと捉えており、今後、深沢地域において、産業・生活利便機能の集積拠点となる都市基盤整備が進められ、本市の第3の拠点として都市機能強化と交流の活性化が図られる予定です。</p> <p>こうした土地利用の動向及び人口に係る基本方針等を踏まえ、将来都市像及び将来目標の実現を意識し、既成市街地の</p> | <p>■基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●今後、人口減少が見込まれていますが、将来に向け地域の特性を生かしながら、次代の鎌倉を支える年少人口の確保に努め、年齢構成バランスに配慮し、総人口の緩やかな減少にとどめます。 ●雇用の創出とともに、出産・子育てと仕事の両立の支援を進め、鎌倉で働き、暮らすという新しいライフスタイルを定着させ、特に、若年ファミリー層を中心とした子育て世帯の転出抑制と転入促進を目指します。 ●鎌倉のさらなる魅力を発信することにより、観光客を中心とする交流人口⁹から、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口¹⁰へつなげ、さらには定住人口の確保を目指します。 ●長寿社会に対応したまちづくりに取り組むとともに、高齢の方々の自立促進を図る施策の推進や、地域の中で助け合う共助を促進していきます。 <p>⁷ 出生率の低下等により若者の人口割合が減少するとともに、平均寿命の向上等により高齢者の人口割合が上昇する状態。</p> <p>⁸ 地域内に居住する人々。</p> <p>⁹ 地域外から通勤・通学、観光等の目的で市に訪れる人々。</p> <p>¹⁰ 交流人口、定住人口ではないが、地域づくりの担い手など地域や地域住民と多様に関わる人々。</p> <p>2. 土地利用</p> <p>■現状と課題</p> <p>約 3,967 ヘクタールの市域のうち約 2,569 ヘクタール¹¹が市街化区域¹²、約 1,384 ヘクタール¹³が市街化調整区域¹⁴となっています。また、「古都における歴史的風土¹⁵の保存に関する特別措置法」(昭和 41 年法律第 1 号。以下「古都保存法」という。)による指定区域(歴史的風土保存区域¹⁶)が約 989 ヘクタール¹⁷(このうち歴史的風土特別保存地区¹⁸が約 573.6 ヘクタール)、加えて、「首都圏近郊緑地保全法」(昭和 41 年法律第 101 号)による指定区域(近郊緑地保全区域¹⁹)が約 294 ヘクタール(このうち近郊緑地特別保全地区²⁰が約 131 ヘクタール)、「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号)による特別緑地保全地区²¹が 11 箇所、約 49.4 ヘクタールあり、市域の約 3 分の 1 の面積を占めています。これらの区域の多くは緑地で、市街地を取り囲み、古都としての佇まいを醸し出すなど、良好な環境づくりに大きく寄与しています。</p> <p>一方、市街地では、住宅系用地における空き家の増加や、工業系土地における土地利用転換²²(工場等からマンションへ)による産業活力の低下などの課題が生じています。社会・経済状況が大きく変化の中で、都市機能の強化、地域の歴史的・自然的特性の維持、周辺景観との調和や活力あるまちづくりなど、均衡の取れた土地利用の維持が課題となっています。</p> |

(仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案の内容 (第3次総合計画第4期基本計画記載内容との対比)

| (仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案 | 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 |
|--------------------------------------|---|
| <p>持続的な更新も視野に入れた空間づくりの基本方針を定めます。</p> | <p>■基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本市の最大の特徴である歴史的文化的遺産とそれを取り巻く豊かな自然環境を保全しつつ、良好な景観形成や地域・地区の特徴を生かした都市環境と生活環境の維持・発展を図るため、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。 ●豊かな自然環境や歴史的文化的遺産を有し、それを継承する地域や、大船、深沢地域など都市機能を強化し、鎌倉の新たな魅力を創造していく地域など、それぞれの地域の個性を引き出すことを基調とし、三つの拠点がそれぞれの特性を生かした役割分担をこなし、互いに影響し合うことで、本市全体で活力や鎌倉の魅力の向上につながる土地利用を図ります。  <ul style="list-style-type: none"> ●鎌倉駅周辺、大船駅周辺に並ぶ第3の拠点として、まちづくりを進める深沢地域整備事業は、「Society5.0²³⁾」や「スマートシティ²⁴⁾」など国の戦略を受け、新たな時代を見据えた社会インフラ²⁵⁾や多様な機能の導入により、その実現を目指します。深沢地域整備事業は、深沢地域のみならず、市域全体の持続可能なまちづくり（スマートでコンパクトなまちづくり）を牽引し、本市のポテンシャル²⁶⁾を高め、「働くまち鎌倉」、「住みたい・住み続けたいまち鎌倉」の創造を目指すとともに、世界の先進モデルとなるようなまちづくりを目指します。 ●津波対策、浸水対策、避難対策など、近年、多発する様々な自然災害等への備えを強化し、災害に強い安全・安心なまちの実現を図ります。 |

(仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案の内容 (第3次総合計画第4期基本計画記載内容との対比)

| (仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案 | 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 |
|---|--|
| <p>(ウ) 地域(まち)づくり</p> <p>VUCAと言われる先行きの見えない時代において、行政のみによる都市経営が困難であることは言うまでもなく、これまで進めてきた市民協働や共生共創の取組を、さらに発展させていくことが重要です。</p> <p>このため、コミュニティ形成・地域福祉・防災減災など、行政が携わる全ての分野において、関係者との連携を深めながら、地域(まち)づくりのあり方を定めます。</p> <p>また、これに合わせて、行政サービスのあり方、公共施設の配置なども検討していきます。</p> | <p>11 都市計画決定されている値のため、合計値が市域面積と合致しない。</p> <p>12 都市計画法に基づき指定される区域区分で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。</p> <p>13 都市計画決定されている値のため、合計値が市域面積と合致しない。</p> <p>14 都市計画法に基づき指定される区域区分で、市街化を抑制すべき区域。建物の建築が制限される。</p> <p>15 歴史的な建造物や遺跡と、それらを取りまく樹林地などの自然的環境が一体となって古都らしさを醸し出している土地の状況。</p> <p>16 古都保存法に基づき、古都における歴史的風土を保存するために必要な土地として指定する区域。区域内での建築や造成、木竹の伐採などを行う場合は、あらかじめ市長への届出が必要である。</p> <p>17 古都保存法による区域面積には、返子市域を含む。</p> <p>18 歴史的風土保存区域内の特に重要な地域について指定する地区。地区内では、土地利用に厳しい制限があり、県知事の許可を受けなければ、建築や造成、木竹の伐採などを行うことができない。</p> <p>19 首都圏近郊緑地保全法に基づき、首都圏における良好な自然環境を有する緑地を保全するために指定する区域。区域内での建築や造成、木竹の伐採などを行う場合は、あらかじめ市長への届出が必要である。</p> <p>20 近郊緑地保全区域内の特に重要な緑地について指定する地区。地区内では、土地利用に厳しい制限があり、市長の許可を受けなければ、建築や造成、木竹の伐採などを行うことができない。</p> <p>21 都市緑地法に基づき、都市における緑地を保全するために指定する地区。地区内では、土地利用に厳しい制限があり、市長の許可を受けなければ、建築や造成、木竹の伐採などを行うことができない。</p> <p>22 まちづくりの方針の中で土地利用目的を変更すること。都市計画法上の用途地域変更を伴う場合がある。</p> <p>23 IoT(Internet of Things)、ロボット、人口知能(AI)、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れて新しい価値やサービスを創出し、人々の暮らしを豊かにする社会のこと。</p> <p>24 先端技術・IoTやビッグデータを活用することにより、環境・エネルギーや消費・交通にわたるまで効率的な運営が行われるようインフラが設計・構築され、市民の生活の質を向上することを目指す都市の概念。</p> <p>25 道路、橋りょう、トンネル、公園、緑地、下水道、又はそれらに付属する施設(街路樹、街路灯、カーブミラー、防護柵、公園施設、トイレ、管きょ、ポンプなど)のこと。</p> <p>26 潜在的に持ち合わせていながら、未だ十分にサービスとして発掘・活用されていない魅力や可能性。</p> <p>※ 新規(記載なし)</p> |










(仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案の内容 (第3次総合計画第4期基本計画記載内容との対比)

| (仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案 | | 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 | | | | |
|---|---------------------------------------|-----------------------------|---|---|--|--|
| <p>イ 政策・施策形成に当たって配慮する事項</p> <p>新基本構想の実現に向け、新基本計画に政策・施策を定めます。そして、以下の視点に配慮しながら、政策立案根拠に基づく政策・施策を形成(EBPM)し、現状と課題、目標及び取組等を明確にします。</p> <p>(ア) 行政サービスの最適化</p> <p>社会情勢の目まぐるしい変化を受け、これまで以上に迅速な行政サービスが求められていることから、課題の抽出にあたっては、データ等の客観的根拠を確認しながら、短期的・集中的に解決すべきものを見極めるとともに、その取組にあたっては、DX技術等の活用の充実を図ります。</p> <p>(イ) SDGsの達成</p> <p>平成30年(2018年)にSDGs未来都市に選定された鎌倉市では、政策・施策とSDGsのゴール・ターゲットを関連付けています。</p> <p>SDGsのゴールは、令和12年(2030年)であることから、新基本計画においても、SDGsと政策・施策の関連性を明確にしながら、SDGsの達成を目指します。</p> <p>(ウ) 中間アウトカム・直接アウトカム</p> <p>政策・施策は、将来目標の達成に向けた中間アウトカム・直接アウトカムの指標となることから、最終アウトカムも含めた体系的な関連性を意識しながら策定します。</p> <p>(エ) 政策・施策の連携</p> <p>第3次総合計画の推進に当たっては、それぞれの政策・施策がそれぞれの目標の実現を目指すだけでなく、政策・施策間の連携を意識した目標の実現に取り組んできました。</p> <p>こうした中、昨今の社会情勢下では、当初想定していなか</p> | 鎌倉市 古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち | 基本構想 | 第4期基本計画 | 計画の推進に向けた考え方 | | |
| | | 将来目標 | 分野 | 施策の方針 | | |
| | | 第1章 人権を尊重し、人との出会いを大切にすまち | (1) 平和 (2) 人権 (3) 多文化共生社会 | 平和意識の醸成 人権尊重社会の実現 多文化共生社会の推進 | | 市民自治 財政運営 防災・減災 歴史的遺産と共生するまちづくり |
| | | 第2章 歴史を継承し、文化を創造するまち | (1) 歴史環境 (2) 文化 | 文化財の保護 文化活動の支援・促進 | | |
| | | 第3章 都市環境を保全・創造するまち | (1) みどり (2) 都市景観 (3) 生活環境 | 緑の保全等 都市公園の整備・管理 良好な都市景観の形成 歴史的風土の保存 3Rの推進・ごみの適正処理 快適な生活環境の保全 次代に向けたエネルギー・環境対策の推進 | | |
| | | 第4章 健やかで心豊かに暮らせるまち | (1) 健康福祉 (2) 子育て (3) 学校教育 (4) 青少年育成 (5) 生涯学習 (6) スポーツ・レクリエーション | 多様性ある福祉サービスの充実 健康長寿社会の構築 子育て家庭への支援 子育て環境の整備 教育内容・環境の充実 学校施設の管理・整備 青少年の育成・支援 生涯学習環境の整備・充実 スポーツ・レクリエーションの推進 | | |
| | | 第5章 安全で快適な生活が送れるまち | (1) 防災・安全 (2) 市街地整備 (3) 総合交通 (4) 道路整備 (5) 住宅・住環境 (6) 下水道・河川 | 防災・減災対策の充実 危機管理対策 消防機能の整備・充実 地域防犯力の充実・強化 市街地整備の推進 交通環境の整備 道路、橋りょうの整備・維持管理 住環境の整備 下水道の整備・管理 河川の整備・管理 | | |
| | | 第6章 活力ある暮らしやすいまち | (1) 産業振興 (2) 観光 (3) 勤労者福祉 (4) 消費者対策 | 農業・漁業の振興 商工業振興の充実 観光振興の推進 観光基盤の整備・充実 労働環境の充実 安心な消費生活の実現 | | |

(仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案の内容 (第3次総合計画第4期基本計画記載内容との対比)

| (仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案 | 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 |
|--|---|
| <p>った事態が発生した場合においても臨機応変な対応が求められることから、新基本計画では、これまで以上に政策・施策を相互に連携・補完し、その可視化を図ります。</p> <p>(オ) 個別計画との整合</p> <p>本市には、119 (令和5年(2023年)4月調査時点) 件の個別計画があり、これらは基本構想を実現するための計画として、基本計画の政策・施策の内容をより具体的に定めるものである一方、総合計画の計画期間との違い等から、その内容が総合計画と整合していないものも散見されます。</p> <p>そこで、新基本計画では、個別計画の期間を意識しながら、政策・施策を定めます。</p> <p>ウ リーディングプロジェクトの設定</p> <p>政策・施策の中でも、新基本計画期間中、特に注力する取組をリーディングプロジェクトに位置付け、その目標及び取組等を明らかにします。</p> | <div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">分野(1)みどり</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center; font-weight: bold;">施策の方針① 緑の保全等</div> <p align="center">～緑地保全及び創造に努めます～</p> <div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">施策を取り巻く状況</div> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 緑は、市民生活に潤いと安らぎを与えとともに、生態系の維持、大気の浄化、災害防止などの役割を果たしています。 ◆ 本市では、平成8年(1996年)に全国に先駆けて「鎌倉市緑の基本計画」を策定し、国・県と連携して、地域制緑地[※]の指定等により多くの緑地を保全しています。 ◆ 本市では、緑地保全や都市緑化への市民意識が高く、土地所有者をはじめとした市民の協力を得ながら、民有緑地の維持管理や接道緑化に取り組んでいます。また、市民、公的な緑化推進団体との連携により、啓発活動や緑地管理の担い手の育成を行っています。 ◆ 平成24年(2012年)の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)(第2次一括法)」の施行に伴い、都市緑地法が改正され、県から特別緑地保全地区における行為許可や土地の買入れなど一部の権限や事務が本市へ移譲されたことにより、新たな役割や財政上の負担が増えました。 ◆ 本市の緑は多くが民有地で占められており、個人・法人の土地所有者により支えられていますが、地域制緑地の指定が進んだ一方で、適切な維持管理が行われていない緑地もあります。 ◆ このような民有緑地の周辺住民からは、管理に係る要望が継続的に出されていますが、樹木が大径化していることで専門業者による作業が必要となるなど、特に住宅地に接する緑辺部において、土地所有者の管理負担が増えています。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市環境を支える緑の保全・創造の継続 ○ 樹林管理事業や保存樹木等の土地所有者支援制度の継続 ○ 緑地の維持管理の担い手育成の充実 <p><small>※ 良好な自然的環境等の保全を目的として、特定の区域を法律等でその土地利用を規制する区域として指定するもの。</small></p> |

(仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案の内容 (第3次総合計画第4期基本計画記載内容との対比)

| (仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案 | 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 | | | | | | |
|--|--|--------------------|-------------|--|---|--|--|
| | <div data-bbox="1144 193 2011 240" style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px;">目標とするまちの姿</div> <p data-bbox="1144 296 2011 392">緑地が良好に維持されることで、その機能が十分に発揮され、快適で災害に強い都市環境が保全されています。市街地の緑を維持管理する担い手の育成が継続的に行われ、市民の自発的な活動が活発に行われています。</p> <div data-bbox="1144 440 2011 488" style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px;">SDGsのゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性</div> <table border="1" data-bbox="1144 496 2011 815"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 496 1391 544">SDGsの ゴール・ターゲット</th> <th data-bbox="1391 496 2011 544">市としての取組の方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 544 1391 632">  11.4 </td> <td data-bbox="1391 544 2011 711" rowspan="3">生態系の維持、大気の浄化、災害の防止などに必要不可欠な緑地の保全が求められています。地域制緑地の指定等により緑地の保全を行うとともに、市民の自発的な緑化活動への支援によりだれもが身近に親しむことのできる緑の保全と創造を目指します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 632 1391 711">  13.3 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 711 1391 815">  15.1 15.4 15.b </td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1144 895 2011 943" style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px;">主な取組</div> <div data-bbox="1144 959 2011 1206" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 緑の保全・質の充実 国・県と協力しながら広域的な緑地保全を推進します。また、良好な緑地環境を維持するために市が保有する緑地の活用方策を検討するとともに、民有緑地の所有者への支援と維持管理の担い手の育成を継続し、緑の質の充実に努めます。</p> <p>(2) 市民が主体となる緑化への支援 まち並みのみどりの奨励事業をはじめとして、市民の自発的な活動を支援し、市民が主体となる市街地における緑化活動を推進します。</p> </div> | SDGsの ゴール・ターゲット | 市としての取組の方向性 |  11.4 | 生態系の維持、大気の浄化、災害の防止などに必要不可欠な緑地の保全が求められています。地域制緑地の指定等により緑地の保全を行うとともに、市民の自発的な緑化活動への支援によりだれもが身近に親しむことのできる緑の保全と創造を目指します。 |  13.3 |  15.1 15.4 15.b |
| SDGsの ゴール・ターゲット | 市としての取組の方向性 | | | | | | |
|  11.4 | 生態系の維持、大気の浄化、災害の防止などに必要不可欠な緑地の保全が求められています。地域制緑地の指定等により緑地の保全を行うとともに、市民の自発的な緑化活動への支援によりだれもが身近に親しむことのできる緑の保全と創造を目指します。 | | | | | | |
|  13.3 | | | | | | | |
|  15.1 15.4 15.b | | | | | | | |

(仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案の内容 (第3次総合計画第4期基本計画記載内容との対比)

| (仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案 | 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|--|-----------------------|---|-----------------------|---------------------------------|-----------------------|-----------------------|--|--|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|---|--|--|----|---------------------------------|--|--|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|--------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------|--------------|--|--|----|---------|--|--|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|-----------|--|--|----|---------|--|--|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | <p>施策の方針の成果指標</p> <table border="1"> <tr> <td>成果指標①</td> <td colspan="3">豊かな自然や自然的景観を大切に保全するとともに市民がみどりとふれあえるよう積極的な活用を図っていると思う市民の割合</td> <td>出典</td> <td colspan="3">市民アンケート調査</td> </tr> <tr> <td>初期値</td> <td>令和2年度 (2020)</td> <td>令和3年度 (2021)</td> <td>令和4年度 (2022)</td> <td>令和5年度 (2023)</td> <td>令和6年度 (2024)</td> <td>令和7年度 (2025)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和2年1月</td> <td>78.4%</td> <td>80.0%</td> <td>80.0%</td> <td>80.0%</td> <td>80.0%</td> <td>80.0%</td> <td>80.0%</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>成果指標②</td> <td colspan="3">歴史的風土特別保存地区・近郊緑地特別保全地区・特別緑地保全地区の指定など、法制度により保全を担保した緑地のCO2吸収量⁷⁰</td> <td>出典</td> <td colspan="3">低炭素まちづくり実践ハンドブック(国土交通省)、鎌倉市のみどり</td> </tr> <tr> <td>初期値</td> <td>令和2年度 (2020)</td> <td>令和3年度 (2021)</td> <td>令和4年度 (2022)</td> <td>令和5年度 (2023)</td> <td>令和6年度 (2024)</td> <td>令和7年度 (2025)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>1,161.2 t-CO2/ha・年</td> <td>1,161.2 t-CO2/ha・年</td> <td>1,161.2 t-CO2/ha・年</td> <td>1,161.2 t-CO2/ha・年</td> <td>1,161.2 t-CO2/ha・年</td> <td>1,161.2 t-CO2/ha・年</td> <td>1,168.7 t-CO2/ha・年</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>成果指標③</td> <td colspan="3">特別緑地保全地区指定面積</td> <td>出典</td> <td colspan="3">鎌倉市のみどり</td> </tr> <tr> <td>初期値</td> <td>令和2年度 (2020)</td> <td>令和3年度 (2021)</td> <td>令和4年度 (2022)</td> <td>令和5年度 (2023)</td> <td>令和6年度 (2024)</td> <td>令和7年度 (2025)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成30年6月</td> <td>49.4ha</td> <td>49.4ha</td> <td>49.4ha</td> <td>49.4ha</td> <td>49.4ha</td> <td>49.4ha</td> <td>54.3ha</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>成果指標④</td> <td colspan="3">緑地保全契約の面積</td> <td>出典</td> <td colspan="3">鎌倉市のみどり</td> </tr> <tr> <td>初期値</td> <td>令和2年度 (2020)</td> <td>令和3年度 (2021)</td> <td>令和4年度 (2022)</td> <td>令和5年度 (2023)</td> <td>令和6年度 (2024)</td> <td>令和7年度 (2025)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>53.0ha</td> <td>53.2ha</td> <td>53.4ha</td> <td>53.6ha</td> <td>53.8ha</td> <td>54.0ha</td> <td>54.2ha</td> </tr> </table> <p>⁷⁰ 法制度により土地利用が制限されることで、緑地を確保でき、CO2吸収量も担保できることから、今後も着実に指定していく。また、量だけでなく、災害耐性向上、環境負荷軽減などを目指し、維持管理を重点的に、質を充実させる取組も緑の基本計画を改訂し、推し進めていく。適切な指標についても、改訂時に併せて検討していく。</p> | 成果指標① | 豊かな自然や自然的景観を大切に保全するとともに市民がみどりとふれあえるよう積極的な活用を図っていると思う市民の割合 | | | 出典 | 市民アンケート調査 | | | 初期値 | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | | 令和2年1月 | 78.4% | 80.0% | 80.0% | 80.0% | 80.0% | 80.0% | 80.0% | 成果指標② | 歴史的風土特別保存地区・近郊緑地特別保全地区・特別緑地保全地区の指定など、法制度により保全を担保した緑地のCO2吸収量 ⁷⁰ | | | 出典 | 低炭素まちづくり実践ハンドブック(国土交通省)、鎌倉市のみどり | | | 初期値 | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | | 平成31年度 | 1,161.2 t-CO2/ha・年 | 1,161.2 t-CO2/ha・年 | 1,161.2 t-CO2/ha・年 | 1,161.2 t-CO2/ha・年 | 1,161.2 t-CO2/ha・年 | 1,161.2 t-CO2/ha・年 | 1,168.7 t-CO2/ha・年 | 成果指標③ | 特別緑地保全地区指定面積 | | | 出典 | 鎌倉市のみどり | | | 初期値 | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | | 平成30年6月 | 49.4ha | 49.4ha | 49.4ha | 49.4ha | 49.4ha | 49.4ha | 54.3ha | 成果指標④ | 緑地保全契約の面積 | | | 出典 | 鎌倉市のみどり | | | 初期値 | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | | 平成30年度 | 53.0ha | 53.2ha | 53.4ha | 53.6ha | 53.8ha | 54.0ha | 54.2ha |
| 成果指標① | 豊かな自然や自然的景観を大切に保全するとともに市民がみどりとふれあえるよう積極的な活用を図っていると思う市民の割合 | | | 出典 | 市民アンケート調査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 初期値 | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和2年1月 | 78.4% | 80.0% | 80.0% | 80.0% | 80.0% | 80.0% | 80.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 成果指標② | 歴史的風土特別保存地区・近郊緑地特別保全地区・特別緑地保全地区の指定など、法制度により保全を担保した緑地のCO2吸収量 ⁷⁰ | | | 出典 | 低炭素まちづくり実践ハンドブック(国土交通省)、鎌倉市のみどり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 初期値 | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成31年度 | 1,161.2 t-CO2/ha・年 | 1,161.2 t-CO2/ha・年 | 1,161.2 t-CO2/ha・年 | 1,161.2 t-CO2/ha・年 | 1,161.2 t-CO2/ha・年 | 1,161.2 t-CO2/ha・年 | 1,168.7 t-CO2/ha・年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 成果指標③ | 特別緑地保全地区指定面積 | | | 出典 | 鎌倉市のみどり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 初期値 | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月 | 49.4ha | 49.4ha | 49.4ha | 49.4ha | 49.4ha | 49.4ha | 54.3ha | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 成果指標④ | 緑地保全契約の面積 | | | 出典 | 鎌倉市のみどり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 初期値 | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年度 | 53.0ha | 53.2ha | 53.4ha | 53.6ha | 53.8ha | 54.0ha | 54.2ha | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |




(仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案の内容 (第3次総合計画第4期基本計画記載内容との対比)

| (仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案 | 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 |
|---|--|
| <p>エ 推進体制の整理</p> <p>新基本計画の推進に向け、組織運営（行財政運営、DX・ICT化等）、人財育成及び広域連携等の現状と課題、目標及び取組等を明らかにします。</p> <p>また、計画の推進に当たっては、産官学民による連携が不可欠であるため、それぞれのステイクホルダーの役割を明らかにします。</p> <p>そして、計画策定時の狙いや意図が、事業の実施に正しく反映されるよう、計画の策定体制を引き継ぐ推進体制の構築を目指します</p> | <p>1. 市民自治</p> <p>■現状と課題</p> <p>本市は昭和48年（1973年）に、市民の参加と連携でつくる市民自治を目指し、鎌倉市民憲章を制定し、まちづくりの基本となる方向を定めました。</p> <p>これを受けた第3次鎌倉市総合計画基本構想の基本理念では、市民自治の確立として「まちの主権者である市民の英知を集め、真の地方自治の確立をめざす」ことを掲げています。</p> <p>これまで、地域のことは自らの力で解決しようとする市民力・地域力を生かした取組が活発に行われていますが、近年多発する自然災害等を受け、災害時や緊急時における、地域内の相互協力による活動や連携意識の重要性が再確認され、市民自治のより一層の推進が求められています。</p> <p>その一方で、本市においても、核家族化や少子高齢社会の進行、ライフスタイルの変化や多様化などにより、地域コミュニティが薄れつつあります。その中で家庭・地域における人間的なつながりや心豊かな生活をともに送る場としての地域コミュニティの重要性が高まっており、学区区単位や地域包括支援センター[※]の担当地域単位など、日常生活に密着した身近な地域コミュニティの構築が求められています。</p> <p>市民が市政に参画し、行政との協働のまちづくりを進めていくためには、市政などに関する情報が市民にわかりやすく「伝わる」よう、的確に提供される必要があります。また、子どもから高齢者までの幅広い市民の声を受け止め、それを実現していくことで、市政を身近に感じてもらうことが重要です。近年の情報技術の発達や、ソーシャル・ネットワーキング・サービス[※]の普及などを的確に使い分けた広報・広聴活動[※]の推進が課題となっています。</p> <p>平成31年（2019年）1月には、市民活動のさらなる推進を図るため、「つながる鎌倉条例」を施行し、市民活動や協働のより一層の推進を目指しています。市民・NPO・企業等との連携・共創の推進とともに、これまで取り組んできた高齢化が進む住宅地における住民主体のまちづくりや、地域における避難所運営マニュアルの策定など、先進モデルの他地域での実践も期待されています。</p> <p>さらに平成31年（2019年）3月には、市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らせる社会の実現を目指し「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定しました。鎌倉市民憲章の精神に基づき、市民自治を確立するために、すべての市民、NPO、企業等が参画し、共に手を携えて地域づくりに取り組むことができる環境づくり、体制整備が必要です。</p> |

(仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案の内容 (第3次総合計画第4期基本計画記載内容との対比)

| (仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案 | 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 |
|----------------------|--|
| | <p>■計画の推進に向けた考え方</p> <p>(1) 市民自治の確立に向けた意識の形成と支え合える仕組みづくり (共生社会の実現に向けた取組の推進)</p> <p>市民にとって身近なことはできる限り地域で行うとする「市民のための地方自治」を推進するため、市民意識の形成と支え合いを実現するための仕組みづくりに取り組み、すべての人が自らの望む形で参画できる共生社会¹⁶を目指します。行政計画等の策定に際しては、共生の視点を反映させるとともに、その評価を行うことで、共生社会の実現に取り組みます。</p> <p>(2) 地域コミュニティの活性化</p> <p>地域コミュニティの活性化に向けて、地域コミュニティの将来の姿を市民とともに検討し、地域の自主的な活動を支援します。また、市民団体の活動や、団体間、市民相互の交流機会の場づくりを行うとともに、多世代間交流等を積極的に進め、多世代がふれあえて、だれもが活動に参加しやすい環境の整備に努めます。さらに活動を担う人材の育成や情報提供などにより、コミュニティ活動を支援します。</p> <p>(3) 共創によるまちづくりへ</p> <p>施策の展開や事業実施に当たっては、市民・NPO・企業等など、多様なステークホルダーとの対話を重ねることにより、新しい価値を共に創り出すことで、適切な市民サービスの提供や、個性豊かで活力ある地域社会の構築を目指します。</p> <p>(4) 市民参画のための広報・広聴</p> <p>見やすくわかりやすい広報紙やホームページづくりを行うなど、様々な媒体を活用し、行政情報を積極的に提供するとともに、だれにでも必要な情報が伝わるよう、広報活動の充実に努めます。広聴についても、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを含めた多様なコミュニケーションツールを用い、様々な場を通して、幅広い世代の意見をきめ細かく聴き取るとともに、意見・要望等の公表による市民の意向の可視化を積極的に進めます。また、市民との合意形成を重んじ、様々な手法の特性を生かした効果的な広報・広聴活動に努め、政策形成の過程や評価などを可視化することで、積極的な市民参画を図ります。</p> |

(仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案の内容 (第3次総合計画第4期基本計画記載内容との対比)

| (仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案 | 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 | | | | | | |
|--|---|--------------------|-------------|--|--|--|--|
| | <p style="text-align: center;">SDGsのゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性</p> <table border="1" data-bbox="1144 245 2018 531"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 245 1256 317">SDGsの ゴール・ターゲット</th> <th data-bbox="1256 245 2018 317">市としての取組の方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 317 1256 416">  16.6 16.7 </td> <td data-bbox="1256 317 2018 416"> 市民自治の確立に向けた取組や市民との合意形成を重視した広報・広聴活動を充実させ、地域のまちづくりや市政において、より市民等の理解と共感を得ながら意思決定を行うとともに、市政の説明責任と透明性を確保します。市政への市民参画や地域の多様な担い手との共創によるまちづくり、他自治体との広域的な連携などを通じて、効果的なパートナーシップを奨励・推進します。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 416 1256 531">  17.7 </td> <td data-bbox="1256 416 2018 531"></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1137 555 2024 788"> ²⁴ 地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として、介護保険法に基づいた市町村が設置するもの。 ²⁵ オンライン上で人の交友などの社会的なつながりを構築・維持する機能を備えた会員制のサービス（略称はSNS）。 ²⁶ 行政への市民意見の反映と市民参加の推進のために実施する、市民の意見や相談の受付、パブリックコメント、対話集会などの活動。 ²⁷ 市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会。 </p> | SDGsの ゴール・ターゲット | 市としての取組の方向性 |  16.6 16.7 | 市民自治の確立に向けた取組や市民との合意形成を重視した広報・広聴活動を充実させ、地域のまちづくりや市政において、より市民等の理解と共感を得ながら意思決定を行うとともに、市政の説明責任と透明性を確保します。市政への市民参画や地域の多様な担い手との共創によるまちづくり、他自治体との広域的な連携などを通じて、効果的なパートナーシップを奨励・推進します。 |  17.7 | |
| SDGsの ゴール・ターゲット | 市としての取組の方向性 | | | | | | |
|  16.6 16.7 | 市民自治の確立に向けた取組や市民との合意形成を重視した広報・広聴活動を充実させ、地域のまちづくりや市政において、より市民等の理解と共感を得ながら意思決定を行うとともに、市政の説明責任と透明性を確保します。市政への市民参画や地域の多様な担い手との共創によるまちづくり、他自治体との広域的な連携などを通じて、効果的なパートナーシップを奨励・推進します。 | | | | | | |
|  17.7 | | | | | | | |

(仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案の内容 (第3次総合計画第4期基本計画記載内容との対比)

| (仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案 | 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 |
|----------------------|---|
| | <p>2. 行財政運営</p> <p>■現状と課題</p> <p>本市では、市民サービスの向上を図るため、限られた資源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、平成27年度(2015年度)から令和元年度(2019年度)までを計画期間とする「第4次鎌倉市行革プラン」を策定し、財政基盤の確立や、選択と集中によるサービスの見直しの取組を推進するとともに、人材・組織力の強化、協働の推進と民間や公的機関との連携強化に取り組んできました。</p> <p>こうした中、行財政運営の前提となる本市の財政状況は、高齢化や将来の人口減少に伴い、歳入の根幹を成す市税収入が減少となり、さらに少子高齢化をはじめ社会環境の変化が福祉・子育て施策などの扶助費の増加に拍車をかけ、経常的に支出される義務的経費の増加による財政の硬直化がますます進むことが見込まれます。</p> <p>また、高度経済成長期に整備された公共建築物や道路、下水道など市民生活を支える社会基盤施設は老朽化が進み、その維持管理経費は今後大きく増加することが見込まれ、身の丈にあった、そして中長期的な視点を持ったマネジメントが必要です。</p> <p>さらに、深沢地域整備事業や市役所本庁舎の移転整備など、将来に向けて必要な投資も一定の財政負担が必要であり、持続可能な都市経営を行うには、様々な視点で、従来の行財政運営の手法を根本から見直し、財源確保に努める必要があります。そのため、行財政運営の最適化や公共施設再編など、後述する「計画の推進に向けた考え方」に基づいた新たな事業手法を取り入れることにより、諸々の経費圧縮を図るなど、組織が一丸となった取組を進めます。</p> <p>平成26年(2014年)11月に人口減少と少子高齢社会における的確な対応と課題の克服を謳った「まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)」が施行されたことを受け、本市においても平成28年(2016年)3月に「鎌倉市人口ビジョン及び鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、まちづくり、ひとづくり、しごとづくりに関わる施策を展開し、「働くまち鎌倉」、「住みたい・住み続けたいまち鎌倉」を目指した取組を進めてきました。</p> <p>また、平成30年(2018年)6月には、地方創生分野における日本のSDGsモデルとして、国から「SDGs未来都市」として認定を受け、これまで取り組んできた持続可能なまちづくりをより一層強化し、同年7月にはFab City宣言、11月にはパブリックシティ宣言を行う他、鎌倉ネットワーク・ライフスタイル研究会を発足させるなど、市民・企業等との連携・共創、テクノロジーを活用した行政サービス、鎌倉にふさわしい産業振興・人材集積などの施策の推進に取り組んできました。</p> <p>国では、SDGsと連動する官民を挙げた「Society 5.0」の推進を掲げています。第4次産業革命と呼ばれるAIやIoTによる技術革新に対応した行財政運営が、基礎自治体にも求められています。これまでの取組を継続、充実させ、「Society 5.0」の実装を目指すとともに、これまで培ってきた市民力・地域力などの鎌倉が誇る資源を生かしながら、新たな視点、そして、長期的な視点を持った行財政運営を推進していく必要があります。</p> |

(仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案の内容 (第3次総合計画第4期基本計画記載内容との対比)

| (仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案 | 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 |
|----------------------|---|
| | <p>■計画の推進に向けた考え方</p> <p>行財政運営の最適化を図るため、市の事務や事業実施に係るコストを明確化し、必要となる人材や予算を適正に配置・配分するとともに、新たな民間活力や民間資金（投資）の手法として PPP[※]・PFI[※]に加え、SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）などの導入を推進します。</p> <p>また、行政サービスの利便性や市民生活の質の向上を目指し、市の組織体制や職員の能力向上を図るとともに、AIやRPAなどのテクノロジーを積極的に導入することにより、市役所業務の効率化や申請事務・手数料支払の電子化など新たな手法の活用に加え、行動科学等の理論に基づくアプローチ（ナッジ[※]理論）の導入により、政策効果を高めるなど、持続可能な都市経営に向けた行財政運営を進めていきます。</p> <p>(1) 施策の選択と集中</p> <p>新たな事業を実施するに当たっては、真に市民が必要とする行政サービスに注力するため、証拠に基づく政策立案（EBPM[※]）を推進することで、特に優先して取り組んでいく施策を明確にし、選択と集中による行財政運営を徹底します。また、行動科学等の理論に基づくアプローチ（ナッジ理論）により、政策効果を高めていきます。</p> <p>(2) 組織体制・職員力の向上</p> <p>多様化・高度化する社会課題に対応するための組織体制の見直しや、テレワークの導入など、働きやすい環境の充実による多様な人材の活用、一人ひとりの職員力の強化に取り組みます。</p> <p>(3) 多様な人材（担い手）との共創</p> <p>行政・市民・NPO・企業等の様々なステークホルダーとの共創関係を築き、市や市民が抱える課題を解決します。特に、市の取組を SDGs の目標やターゲットとあわせてわかりやすく示すことで、課題や目標の共有化を図り、共創関係を築く土台とします。</p> <p>(4) 公共施設等マネジメントの推進</p> <p>「鎌倉市公共施設再編計画」（平成27年（2015年）3月策定）や「鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画」（平成28年（2016年）3月策定）に即し、施設の統廃合などを含む再編や維持管理費用の平準化とともに、次世代への資産形成に取り組むなど、公共施設のマネジメントを着実に推進します。</p> |

(仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案の内容 (第3次総合計画第4期基本計画記載内容との対比)

| (仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針案 | 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|-------------|---|-----|--|---|------|---|------|---|-------|--|
| | <p>(5) 広域行政の推進・関係諸機関との連携</p> <p>①交通・環境・市街地整備・施設利用など、様々な分野の共通課題において、県や周辺の地方公共団体、関係諸機関などとの連携や協力を推進します。</p> <p>②地震などの災害対策、緊急事態対策、救急医療対策など、非常時・緊急時の広域での協力的体制整備に努めます。</p> <p>SDGsのゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性</p> <table border="1" data-bbox="1144 411 2011 746"> <thead> <tr> <th colspan="2">SDGsの ゴール・ターゲット</th> <th>市としての取組の方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>5.5</td> <td rowspan="3">行政・市民・NPO・企業等の様々なステークホルダーとの共創関係を築きながら、市や市民が抱える課題や目標の共有化を図り、透明性の高い行財政運営を推進します。また、高齢化や人口減少が進む中、人材・組織力の強化とともに、市民等との協働や民間・公的機関との連携強化を進めることにより、市民力・地域力などの資源を生かしながら、新たな視点、長期的な視点にたった行財政運営を推進します。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>16.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>16.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>17.17</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 複数事業を実施する主体が、将来性のある特定分野に資源を集中的に投入することによって、効率的に成果を上げようとする経営戦略。</p> <p>※ 地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が高い経費、職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。</p> <p>※ 市が管理する公益的な施設のことを公共施設といい、そのうち社会基盤施設を除く建築物（いわゆるハコモノ）を指す。</p> <p>※ 道路、橋りょう、トンネル、河川、公園、緑地、下水道又はそれらに付属する施設（街路樹、街路灯、カーブミラー、防護柵、公園施設、トイレ、管きょ、ポンプなど）及び生活環境施設のこと。都市基盤施設などともいう。</p> <p>※ 公共施設の老朽化が進み、今後集中して必要となる施設の維持・改修などにかかる多額の費用確保が課題となる中、公共施設の規模・あり方を見直し、維持・更新していくこと。公共施設マネジメントともいう（本市においては、社会基盤施設を除いたものを対象にしている）。</p> <p>※ 情報通信技術（ICT）の活用による、時間や場所の制約を受けない柔軟な働き方。</p> <p>※ IoTやビッグデータ、AIの活用によって生み出された、データに基づく財・サービスの生産・提供、シェアリング・エコノミー、自動運転等のロボット・AI活用、フィンテックなどの技術革新。</p> <p>※ 地域における行政を実施する基礎的な地方公共団体で、市町村のこと。基礎的自治体ともいう。それに対して、広域的・包括的な役割を担う都道府県のことを広域自治体という。</p> <p>※ パブリック・プライベート・パートナーシップ（Public Private Partnership）の頭文字で、本市をはじめとする地方公共団体などが提供してきた公共サービスに、民間の資金や技術、ノウハウを投入する手法のこと。</p> <p>※ プライベート・ファイナンス・イニシアティブ（Private Finance Initiative）の頭文字で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のこと。パブリック・プライベート・パートナーシップ（Public Private Partnership）の代表的な手法の一つ。</p> <p>※ 経済的インセンティブではなく、行動科学の知見に基づく工夫や仕組みによって、人々がより望ましい行動を自発的に選択するよう誘導する政策手法のこと。</p> <p>※ エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング（Evidenced Based Policy Making）の頭文字で、証拠に基づき政策立案のこと。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。</p> | SDGsの ゴール・ターゲット | | 市としての取組の方向性 |  | 5.5 | 行政・市民・NPO・企業等の様々なステークホルダーとの共創関係を築きながら、市や市民が抱える課題や目標の共有化を図り、透明性の高い行財政運営を推進します。また、高齢化や人口減少が進む中、人材・組織力の強化とともに、市民等との協働や民間・公的機関との連携強化を進めることにより、市民力・地域力などの資源を生かしながら、新たな視点、長期的な視点にたった行財政運営を推進します。 |  | 16.6 |  | 16.7 |  | 17.17 | |
| SDGsの ゴール・ターゲット | | 市としての取組の方向性 | | | | | | | | | | | | |
|  | 5.5 | 行政・市民・NPO・企業等の様々なステークホルダーとの共創関係を築きながら、市や市民が抱える課題や目標の共有化を図り、透明性の高い行財政運営を推進します。また、高齢化や人口減少が進む中、人材・組織力の強化とともに、市民等との協働や民間・公的機関との連携強化を進めることにより、市民力・地域力などの資源を生かしながら、新たな視点、長期的な視点にたった行財政運営を推進します。 | | | | | | | | | | | | |
|  | 16.6 | | | | | | | | | | | | | |
|  | 16.7 | | | | | | | | | | | | | |
|  | 17.17 | | | | | | | | | | | | | |